港湾協力団体の指定に関する要綱

(趣旨)

第1条 岡山県が港湾管理者である港湾における、港湾法(昭和25年法律第218号。以下「法」という。)第41条の2第1項の規定に基づく港湾協力団体の指定に係る事務に関しては、別に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(申請方法の公開)

第2条 港湾管理者は、この要綱を踏まえ、港湾協力団体の指定の申請方法を定め、公開するものとする。

(申請資格)

- 第3条 港湾協力団体の指定の申請を行うことができる者は、法人又は港湾法施行規則(昭和26年運輸省令第98号)第9条の2に規定する団体 (以下「法人等」という。)であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
 - 一 代表者が定まっていること。
 - 二 事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該 法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
 - 三 宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
 - 四 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
 - 五 申請時点において、法人等の設立後1年以上(特定非営利活動促進法(平成 10年法律第7号) 第 10 条第 1 項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動期間 を含む。)が経過している場合にあっては、直近1年間の岡山県税を滞納していないこと。
 - 六 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っていると認められないこと。
 - 七 港湾協力団体の指定を受けた場合に、港湾協力団体としての活動以外では、港湾協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。
 - 八 法人等の構成員(役員を含む。)が5名以上いること。
 - 九 前各号に掲げるもののほか、港湾管理者が必要と認める事項

(申請書類)

- 第4条 港湾協力団体の指定を受けようとする法人等は、港湾協力団体指定申請書(様式第1号)に、 次に掲げる書類を添えて申請するものとする。
 - 一 法人等の規約その他これに準ずるもの及び会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されているもの
 - 二 活動実績報告書(様式第2号)
 - 三 活動実施計画書(様式第3号)
 - 四 法人等の岡山県税の納税証明書(県徴収金等の滞納がないことを証する書類)(課税対象の法人

等である場合に限る。)(発行日から3月以内のものに限る。)

- 五 誓約書(前条第3号、第4号、第6号及び第7号の要件を満たすことを証する書類)(様式第4号)
- 六 前各号に掲げるもののほか、港湾管理者が必要と認める書類

(活動実績報告書)

- 第5条 前条第2号の活動実績報告書は、次に掲げる事項を明記するものとする。
 - 一 活動実績期間
 - 二 活動を行った港湾の区域
 - 三 活動対象業務
 - 四 活動実績等

(活動実施計画書)

- 第6条 第4条第3号の活動実施計画書は、次に掲げる事項を明記するものとする。
 - 一 活動実施計画期間(最大1年間)
 - 二 活動を行う港湾の区域
 - 三、活動対象業務
 - 四 活動計画等

(指定)

- 第7条 港湾管理者は、法第41条の2第1項の規定に基づき、活動内容の公共性、継続性、協調性、 貢献度及び活動計画の実効性を踏まえ、申請をした法人等が法第41条の3に規定する業務を適正か つ確実に行うことができると認められる場合には、港湾協力団体として指定するものとする。
- 2 港湾管理者は、法第41条の2第1項の規定に基づき、港湾協力団体として指定した法人等に対し、 当該法人等の名称、活動を行う港湾の区域、活動対象業務、指定番号及び指定期間を明記した港湾協力団体指定証(様式第5号)を発行し、及び通知し、指定番号を登録するものとする。
- 3 港湾管理者は、法第41条の2第2項の規定に基づき、第1項の指定をしたときは、当該港湾協力 団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。
- 4 港湾管理者は、法第41条の2第1項の規定に基づき、港湾協力団体として指定をしないこととしたときは、申請をした法人等に対して、その旨をその理由を付した非指定通知書(様式第6号)にて通知するものとする。

(指定内容の変更等)

- 第8条 港湾協力団体は、法第41条の2第3項の規定に基づき、港湾協力団体の名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を変更届出書(様式第7号)にて港湾管理者へ届け出るものとする。
- 2 港湾協力団体は、法第41条の2第3項に定めるもののほか、港湾協力団体の代表者を変更しようとするとき又は港湾協力団体を解散しようとするときは、あらかじめ、その旨を変更等報告書(様式第8号)にて港湾管理者へ報告するものとする。

- 3 港湾管理者は、法第41条の2第4項に定めるもののほか、前項の規定による報告があったときは、 その旨を公示するものとする。
- 4 港湾協力団体は、第4条第3号の活動実施計画書を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を変更等報告書(様式第8号)にて、それまでの活動実績報告書及び変更後の活動実施計画書を添えて、港湾管理者へ報告するものとする。

(活動状況の確認)

第9条 港湾管理者は、法第41条の4第1項の規定に基づき、港湾協力団体に対し、当該港湾協力団体の活動の適正かつ確実な実施を確保するために必要な場合には、その活動内容について活動報告書(様式第9号)を提出させることができる。

(活動内容の改善)

- 第10条 港湾管理者は、港湾協力団体に対し、必要に応じ、第4条第3号の活動実施計画書(第8条第4項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。第12条第1項において同じ。)について、法第41条の4第2項の規定に基づき改善すべきことを命じ、又は法第41条の5の規定に基づき指導若しくは助言を指示書(様式第10号)にて行うことができる。
- 2 港湾管理者は、港湾協力団体が、その活動を適正かつ確実に実施していないことが認められると 判断した場合又は港湾協力団体の指定後に第3条に定める要件に適合しなくなったと認められる場合には、法第41条の4第2項の規定に基づき、その活動の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを改善命令書(様式第11号)にて命ずることができる。

(指定の取消し)

- 第 11 条 港湾管理者は、法第 41 条の 4 第 3 項に規定する場合のほか、港湾協力団体が、詐欺その他不正の手段により港湾協力団体の指定を受けたときは、当該指定を取り消すことができる。
- 2 港湾管理者は、港湾協力団体から当該港湾協力団体の指定の取消しを港湾協力団体指定取消申請 書(様式第12号)にて申請があった場合には、その指定を取り消すものとする。
- 3 港湾管理者は、前2項の規定により港湾協力団体の指定を取り消した場合には、その理由を付し た指定取消書(様式第13号)にて取消しの通知を行うとともに、その旨を公示するものとする。

(指定期間)

- 第12条 指定期間は、港湾管理者が港湾協力団体を指定した日から第4条第3号の活動実施計画書に 記載の活動期限をもって満了日とする。
- 2 港湾協力団体は、前項の指定期間を延長しようとする場合には、同項の満了日前までに第8条第 4項に規定する手続をとるものとする。
- 3 港湾管理者は、前項の規定により指定期間を延長したときは、港湾協力団体指定証(様式第5号)を発行し、及び通知するものとする。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

第13条 第4条、第8条、第9条、第11条及び第12条の規定による申請(以下「申請書等」という。)

については、電子情報処理組織(県の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)と申請等をする 者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法 により行うことができる。

2 前項の規定により行われた申請書等は、岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成16年岡山県規則第18号)及び岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する取扱要領(平成16年2月23日制定)の規定を準用する。

附則

この要綱は、平成29年10月25日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年12月15日から施行する。

様 式

様式第1号 港湾協力団体指定申請書

様式第2号 活動実績報告書

様式第3号 活動実施計画書

様式第4号 誓約書

様式第5号 港湾協力団体指定証

様式第6号 非指定通知書

様式第7号 変更届出書

様式第8号 変更等報告書

様式第9号 活動報告書

様式第10号 指示書

様式第11号 改善命令書

様式第12号 港湾協力団体指定取消申請書

様式第13号 指定取消書